

# 82 期ナカノブー建設 年間重点事項

## 1. 2023 年度 全社安全衛生目標

※目標値 ・度数率 0.40 以下 ・強度率 0.02 以下

## 2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進

## 3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
  - ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の活用による注意喚起の継続（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
  - ② 玉掛け作業時の始業前点検・正しい玉掛け及び吊荷直下の立入禁止の徹底
  - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
  - ① 激甚化する気象災害も考慮した公衆災害防止対策の事前計画と確実な実施
  - ② 公衆災害防止設備（仮囲い・ゲート周辺・アサガオ等）の確実な設置
  - ③ 第三者安全誘導の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
  - ① 安全基本 3 行動『ひと声かけ、現地 KY、ワンポイント指差し呼称』実践の徹底
  - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者等）による安全管理の徹底
  - ③ 新規入場 7 日以内、未熟練労働者、外国人労働者への作業中の指導及び作業確認の強化
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
  - ① 1 次協力会社から 2 次・3 次会社（一人親方含む）及外国人労働者への安全衛生教育の支援充実
  - ② 若手技術社員への安全衛生教育強化のため、本部及び拠店による安全衛生教育の強化
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進
  - ① 4 週 8 閉所実現による心身の健康確保
  - ② 無記名ストレスチェックに基づく、より快適な職場環境への改善実施
  - ③ 健康 KY による健康状態の把握と熱中症対策の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）

## **2023(令和 5)年 12 月重点目標**

### **【持込み機械災害の防止、年末・年始労働災害防止強調期間】**

- ① 協力会社が作業所に持ち込む機械については、協力会社作業所提出書類で申告させ異常がないことを確認し、持ち込み許可証を発行する。
- ② 免許・技能講習・特別講習等の有資格者による機械等の運転は、事前に運転者・使用者の資格を確認する。（作業所提出書類の有資格者名簿 1， 2 参照）
- ③ エンジン式草刈機、丸のこ、エンジンカッター、サンダー等の取扱いをする作業は、各安全教育受講者に使用させる。また、エンジン式草刈機については、『安全装置の装備された機械』（手を離せば回転が停止する装置）を使用させる。
- ④ 始業前点検を必ず励行させる。
- ⑤ 作業中は、特に回転している部分に注意させる。
- ⑥ 使用する機械の特性に合わせた保護具を着用させる。
- ⑦ 機械を作動させたまま持ち場を離れないよう指導する。
- ⑧ 機械の異常を発見した場合は、作業を中止して点検・整備、または交換させるよう指導する。
- ⑨ 丸ノコ等の回転部分に刃物を有している機械を使用する際は、手袋を使用させない。  
（安衛則第 111 条）
- ⑨ ディスクグラインダは用途以外の刃物（丸のこ刃、チップソーなど）は装着させない。また、ホイールカバーは必ず取付けて使用する
- ⑩ 電動工具を使用する場合は、その電源コードが他の作業員が通行する場所に這わせないように指導する。また、（コードリールは線を延ばして使用する。タコ足配線の禁止）
- ⑪ 電動工具類の絶縁抵抗測定、破損、損傷等の定期確認の実施。

- ⑫ 無理な作業姿勢で電動工具類の使用はしない。
  - ・脚立の単独使用、設置の向き、可搬式作業台の設置等に注意する。
  - ・ドリル等回転工具類は片手で操作しない。
  
- ⑬ 年末年始労働災害防止強調期間の行事を、計画し実施する。
  - ・経営トップ、拠点長による安全衛生パトロールの実施
  - ・安全衛生協議会、安全衛生大会の開催
  - ・作業所内安全設備、福利設備等の点検是正による作業環境の改善
  - ・工程輻輳による災害防止のため連絡調整を徹底する
  - ・安全衛生教育の実施等
  
- ⑭ 咳・エチケット対策の実施
  - ・手洗い、うがいの励行とマスクの使用等による風邪予防